

重要事項説明書

(訪問介護)

利用者： 様

事業所：青葉区医師会

訪問介護ステーション

1 当法人の概要

法人の名称	一般社団法人 横浜市青葉区医師会
代表者名	代表理事 山本 俊夫
本社所在地	神奈川県横浜市青葉区あざみ野 2-31-1
電話	045-511-7281
設立年月日	平成7年3月23日

2 事業所の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	横浜市青葉区医師会 訪問介護ステーション
所在地	横浜市青葉区荏田北 3-8-6
電話番号	045-910-2280
サービスの種類	訪問介護 第1号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス）
指定年月日・事業所番号	平成24年6月1日 訪問介護 (1473702544号)
管理者氏名	大関 由里子
サービスを提供する地域	青葉区全域、緑区十日市場町・長津田みなみ台・西八朔・北八朔、都筑区荏田南・荏田東・荏田東町・あゆみが丘・すみれが丘・中川・牛久保町・牛久保・牛久保西・川和町・川和台・見花山・大丸・二の丸・葛が谷・茅ヶ崎南・茅ヶ崎中央、 川崎市宮前区全域、川崎市麻生区下麻生・王禅寺・虹ヶ丘 ※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。
同敷地内 併設サービス	療養通所介護事業所 訪問看護ステーション

(2) サービス提供時間

	早朝 7:00~8:00	通常時間帯 8:00~18:00	夜間・深夜 18:00~23:00
平日・土	○	○	○
日・祝日	○	○	○

(3) 職員体制

	職務内容	常勤 兼務	非常勤 兼務	計
管理者	業務の管理を一元的に行う	1名	名	1名
サービス提供責任者	訪問介護計画の作成・変更・申込に係る調整。 状態変化やサービスの意向を定期的に把握。 訪問介護員に対し、援助目標・内容を指示、利用者情報伝達、業務の実施状況把握。	2名	名	2名
訪問介護員	訪問介護の提供にあたる	7名	1名	8名
事務職員	事業に必要な事務を行う	1名	名	1名

(4) 営業時間

月～金 (12月29日～1月3日除く)	午前9:00～午後5:00
---------------------	---------------

※ 時間帯により料金が異なります。

※ 早朝(6:00~8:00) 夜間(18:00~22:00) 深夜(22:00~6:00)のご利用につきましてはご相談ください。(加算があります)

※ 年末年始休み 12月29日～1月3日 ご利用につきましてはご相談下さい。

3 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

一般社団法人横浜市青葉区医師会が開設する青葉区医師会 訪問介護ステーション

(以下「事業所」という。)が行う訪問介護事業、第1号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な訪問介護、介護予防訪問介護及び第1号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス)を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 サービス内容

(1) 身体介護

① 食事介助 ② 入浴介助 ③ 排泄介助 ④ 清拭 ⑤ 体位変換 等

(2) 生活援助

① 買い物 ② 調理 ③ 掃除 ④ 洗濯 等

(3) その他サービス

① 介護相談 等

5 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は基本料金の1割、2割または3割です。

詳細は【別紙料金表】のとおりとします。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

※ 料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）定められた目安の時間を基準とします。

※ やむを得ない事情で、且つお客様の同意を得て、サービス従業者2人で訪問した場合は2人分の料金をいただきます。

※ 特定事業所加算（I）として、所定の単位の20%分の一割負担金をいただきます。

※ 自費サービスは15分 2,000円【通常時間】（交通費実費負担）

(2) 交通費

前記2の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

サービスを提供する地域以外にお住まいの方は、サービス従業者がお尋ねするための交通費の実費をいただきます。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

（連絡先：青葉区医師会 訪問介護ステーション TEL 045-910-2280）

① ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場合	10割

(4) その他

① お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はお客様のご負担になります。

② 通院介助などで交通機関を利用した場合、サービス従業者の交通費はお客様のご負担になります。

③ 料金の支払方法

ご指定口座よりお引き落とし：月末締め・27日引き落とし

④ 交通事情によりサービス時間が多少前後することがございますがご了承ください。

⑤ サービス期間中、当事業所のヘルパーが同行研修する場合がございますのでご了承ください。

⑥ お客さまのご希望に沿ってヘルパーを決めておりますが固定ヘルパーご希望の場合、必ずしもご希望に添えない場合がございます。やむを得ずヘルパーが変更する場合がございますのでご了承下さい。

⑦ 誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などの心遣いはご遠慮下さい。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当ステーションの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスが終了します）

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕又は要支援と認定された場合 ※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ お客様が亡くなられた場合

④ その他

- ・ 当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当ステーションや当ステーションのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当ステーションにより文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・ 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ・ 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(3) 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問介護のサービス提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。

7 当ステーションの訪問介護サービスの特徴など

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	有	変更を希望される方はお申し出ください
男性ヘルパーの有無	無	
第三者評価	無	
訪問看護事業所 併設	有	

従業員への研修の実施	有	1ヶ月に1回全体研修があります
従業員新規採用時の研修	有	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画 ・虐待防止について ・身体拘束禁止について ・ハラスメントについて
サービスマニュアルの作成	有	毎年更新
従業員の衛生管理	有	年に一回健康診断

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
主治医への 連絡基準		

9 虐待防止に関する事項

当該事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために以下の対策を講じます

- (1) 虐待防止責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 管理者 大図 由里子
- (2) 苦情解決のための体制を設備しています。
- (3) 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- (4) サービス提供中に、養介護従業者又は養護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10 サービス内容に関する苦情

(1) 当ステーションお客様相談・苦情窓口

担当 在宅統括管理者 岩間 慶子 / 管理者 大図 由里子

電話 045-910-2280

(2) その他（当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。）

横浜市健康福祉局 介護事業指導課	所在地 神奈川県横浜市中区本町6-50-10
	電話番号 045-671-3461

かながわ福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 神奈川県横浜市神奈川区反町3丁目17-2
	電話番号 045-311-8861
	FAX 番号 045-312-6302
	対応時間 9:00~17:00 (平日)

青葉区役所 高齢・障害支援課	所在地 神奈川県横浜市青葉区市ヶ尾町31-4
	電話番号 045-978-2479
	Fax 番号 045-978-2427
	対応時間 9:00~17:00

都筑区役所	電話番号 045-948-2313
緑区役所	電話番号 045-930-2315
高齢・障害支援課	対応時間 9:00~17:00

川崎市高齢事業推進課 事業者指導係	電話番号	044-200-2910
宮前区高齢障害課	電話番号	044-856-3238
麻生区高齢障害課	電話番号	044-965-5148

国保連合会の苦情・相談窓口

神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地	神奈川県横浜市西区楠木町 27-1
介護保険課介護苦情相談係	電話番号	045-329-3447 (苦情)
	受付時間	8:30~17:15 (土・日・祝祭日・年末年始除く)

《個人情報使用の同意欄》

利用者及びご家族の個人情報について、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意いたします。

[個人情報使用の目的]

利用者の為の居宅サービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施される、サービス担当者会議など介護支援専門員と事業者との連絡調整等において個人情報が必要な場合。
訪問介護サービスを安全、適切に遂行するための医師・看護師・医療機関との連携において、情報提供をするために個人情報が必要な場合。

[個人情報使用の期間]

介護保険サービス契約期間の有効期間に同じ

令和 年 月 日

(利用者) 氏名 _____ 印

(代理人) 氏名 _____ 印

令和 年 月 日

事業者は、利用者へサービス提供にあたり、上記の通り重要事項を説明し交付しました。

【 事 業 者 】 所在地 横浜市青葉区あざみ野 2-31-1

事業所名 一般社団法人 横浜市青葉区医師会

代表者名 代表理事 山 本 俊 夫 ⑩

(事業所) 住 所 横浜市青葉区荏田北 3-8-6

事業者名 青葉区医師会 訪問介護ステーション

説明者 管理者 大 冨 由 里 子

【 利 用 者 】 私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(署名代行者) 住 所 _____

氏 名 (続柄) _____ 印 ()